


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市家具転倒防止器具等取付事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>1) 主な改正点 対象者に精神障害者を追加する。 ・第1条中、「及び知的障害者」を「、知的障害者及び精神障害者」に改める。 ・第2条第1項に次の1号を加える。 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害の程度が2級以上の者 ・第4条第1項に次の1号を加える。 (4) 精神障害者保健福祉手帳（対象世帯の構成者が第2条第1項第4号に該当する者である場合に限る。）</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 対象者の拡大を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> 文書課審査済み。				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> 特になし。				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> 庁議報告後、速やかに手続きを進めたい。				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。